

東京都公安委員会告示第 62 号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）  
附則第 5 条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年  
国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第  
6 条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第  
7 条第 1 項の規定により学科試験及び実技試験により判定  
する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附  
則第 9 条の規定により次のとおり告示する。

平成30年 2 月16日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 審査の実施期日及び時間

平成30年 5 月26日（土曜日）

午前 8 時30分から午後 0 時30分まで

2 審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番 5 号 警視庁鮫洲運転免許試  
験場

3 審査の実施種別

規則附則第 6 条第 4 号の施設警備業務に係る 2 級の検  
定合格者審査

4 審査対象者

規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定  
に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以  
下「旧規則」という。）第 1 条第 1 項の表に規定する常駐  
警備に係る同項に規定する検定であって、同条第 2 項に  
規定する 1 級に係るもの又は 2 級に係るものに合格した  
者

5 審査予定人員

30名

6 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により  
確定する。

(1) 申請申出の受付期間

平成30年4月9日（月曜日）及び同月10日（火曜日）  
の2日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係  
03（3581）8201

7 申請手続

(1) 受付期間

平成30年4月18日（水曜日）から同月20日（金曜日）  
までの3日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次  
のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を  
管轄する警察署

ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）  
の交付を受けた東京都内の警察署

(3) 申請書類

ア 審査申請書 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉

ウ 旧合格証の写し

エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面

(7) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所が明らかとなる書面

(8) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書  
ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。

(4) 審査手数料 4,700円

## 8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線 30312